

郡山地方広域消防組合監査委員公告第1号

令和4年度定期監査の結果に関する公表について

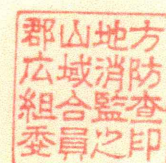
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項並びに郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づき監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月19日

郡山地方広域消防組合

監査委員 藤 橋 桂 市

監査委員 坂 本 浩 之



令和4年度

定期監査の結果に関する報告

(監査期間 令和4年9月14日から令和4年12月19日まで)

令和4年12月19日提出

郡山地方広域消防組合監査委員

令和4年度 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山地方広域消防組合監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和4年4月1日から令和4年8月31日までに執行した郡山地方広域消防組合の財務事務

(2) 対象所属

消防本部 郡山消防署 田村消防署
ただし、財産管理事務については、次の所属を対象とした。

郡山消防署本署	郡山消防署大槻基幹分署	郡山消防署熱海分署
郡山消防署安積分署	郡山消防署富久山分署	田村消防署三春分署
田村消防署小野分署		

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

(1) 帳簿、書類等の突合

(2) 関係職員等への質問及び実査

5 監査の日程及び実施場所

(1) 監査の日程

ア 監査 令和4年9月14日から令和4年12月19日まで

イ 実査	令和4年11月9日	郡山消防署本署	田村消防署三春分署
		田村消防署小野分署	
	令和4年11月10日	郡山消防署大槻基幹分署	郡山消防署熱海分署
		郡山消防署安積分署	郡山消防署富久山分署

(2) 実施場所

ア 監査 郡山市監査委員室

イ 実査 郡山消防署本署

郡山消防署安積分署

田村消防署小野分署

郡山消防署大槻基幹分署

郡山消防署富久山分署

郡山消防署熱海分署

田村消防署三春分署

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとしているか、組織の合理化に努めているかについて監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。